居宅介護支援事業所 アシスト北崎　重要事項説明書

1　当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話　　：0562-44-1404
FAX　　：0562-44-1405
担当者　　：嘉名　慶祐

2　事業所の概要

(1)　居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域等
(2)　事業者名称　　：医療法人 利靖会
代表者氏名　　：理事長　前原　秀紀
事業所名称　　：居宅介護支援事業所　アシスト北崎
管理者氏名　　：嘉名　慶祐　(主任介護支援専門員・介護支援専門員と兼務)
所在地　　：愛知県大府市北崎町五丁目 55 番地
介護保険指定番号：2374201115
サービス提供地域：大府市、豊明市、刈谷市、名古屋市緑区
※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3)　職員体制

資格	人数
介護支援専門員	3名以上

(4)　営業日および営業時間
月～金曜日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分　(12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
営業時間以外でも事業所の電話にて 24 時間対応いたします。
(5)　利用者の定員
介護支援専門員 1 人につき要介護・要支援　44 名

3　居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

① 居宅サービス計画書作成依頼受理
↓　介護保険制度についての説明、利用者の状況把握
② 課題分析の実施
↓　利用者のニーズ把握、利用者やご家族の希望の確認
③ 居宅サービス原案作成
↓　要介護度による支給限度と自己負担可能な額の把握
④ サービス担当者会議の開催
↓　各居宅サービス事業者との連絡調整
⑤ 居宅サービス計画修正
↓　利用者・ご家族の同意
⑥ 居宅サービス計画決定
↓　居宅サービス事業者に計画に沿った依頼を行う
⑦ 居宅サービス計画の実施
↓　サービスが適切に実施されているかをモニタリング
⑧ 居宅サービス計画見直し

4　利用料金

(1)　居宅介護サービス計画費及び加算

(単位／月)

	要介護１・２	要介護３・４・５	要支援 1.2
居宅介護支援費	1086	1411	472

○ 特定事業所加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　519 単位／月
○ 特定事業所加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　421 単位／月
○ 特定事業所加算（Ⅲ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　323 単位／月
○ 特定事業所加算（Ａ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　114 単位／月
○ 初回加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　300 単位／月
○ 入院時情報連携加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　250 単位／月
○ 入院時情報連携加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　200 単位／月
○ 通院時情報連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50 単位／月
○ 緊急時居宅カンファレンス加算 ・・・・・・・・・・・・・・・・　200 単位／回
○ 介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　所定単位数×2.1％
○ 退院、退所加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　カンファレンス参加無 450 単位／1 回
600 単位／2 回
カンファレンス参加有 600 単位／1 回
750 単位／2 回
900 単位／3 回

要介護者または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はございません。
保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、実費をいただき、当事業所から領収書を発行いたします。この領収書を後日、市町村の窓口に提出いたしますと、全額払い戻しを受けられます。

(2)　交通費
無料
(3)　その他の料金
記録の謄写等

5　当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1)　事業の目的
指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護または要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供します。
(2)　運営の方針
当事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、利用者の意思及び人格を尊重し、公正中立な立場において適切な保険・医療・福祉サービスが提供されるよう配慮して行います。

6　事故発生時の対応

居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7　秘密保持

当事業所の職員は、サービス提供をする上で知りえた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、従業者でなくなった後においても個人情報を用いません。

8　虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じます。従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 衛生管理等

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

10 業務継続計画の策定

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

11 ハラスメント対策について

(1)　事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2)　利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

12 カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方

当事業所では、すべての利用者に安心して介護サービスを利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。ただしこれらに限るものではない。

・大声での叱責や威圧的な言動
・人格を否定する発言や差別的な言動
・業務の範囲を超えた過度な要求
・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

13　サービス内容に関する相談・苦情

(1)　当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅介護サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります（担当者：嘉名慶祐）。

電話　0562-44-1404
FAX　0562-44-1405

(2)　その他

当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

・愛知県国民健康保険団体連合会　電話：052 - 971 - 4165
・大府市高齢障がい支援課　0562-45-6289
・知多北部広域連合　052-689-2263
・豊明市長寿課　0562-92-1261
・刈谷市役所長寿課　0566-62-1013
・名古屋市緑区役所　福祉課　介護保険係　052-625-3964

私は、居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名　：居宅介護支援事業所　アシスト北崎

説明者　　：.....

私は、重要事項説明書に基づいて当該事業所から重要事項の説明を受け、交付されました。

令和　　年　　月　　日

ご利用者　住所.....

電話番号.....

氏名.....

代理人　住所.....
又は
立会人　氏名.....

ご利用者家族　住所.....

電話番号.....

氏名.....